

## ❖ 後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わります

■ 均等割額（被保険者全員が納める額）の軽減措置の基準が拡大されました

令和2年度		令和3年度	
軽減割合	世帯の合計所得額	軽減割合	世帯の合計所得額
7.75割	33万円以下	7割	43万円+10万円×（給与所得者など（※）の数-1）以下
7割	33万円以下かつ被保険者全員の公的年金収入が80万円以下で、その他の各種所得がない	5割	43万円+（28.5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者など（※）の数-1）以下
5割	33万円+（28.5万円×被保険者数）以下	2割	43万円+（52万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者など（※）の数-1）以下
2割	33万円+（52万円×被保険者数）以下		

※ 給与所得がある人または、公的年金などの所得がある人が2人以上いる世帯に適用

- ▶ 被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人の均等割額の軽減は後期高齢者医療に加入後2年間は、5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い人は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

## ❖ 医療費などの負担を限度額にとどめる認定証の交付を新たに希望する人は申請を忘れずに行ってください

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の人）」、「後期高齢者医療限度額適用認定証（3割負担の一部の人）」（以下「減額認定証」、「限度額証」）の交付を受けていない人が、交付を受けようとする場合は、保険証と印鑑を持参の上、国民健康保険課で申請をする必要があります。

ただし、令和2年度の減額認定証、限度額証をお持ちの人で、令和3年度も引き続き認定された人には新しい減額認定証、限度額証が郵送されますので、更新の手続きは必要ありません。

## 介護保険料基準額を設定しました

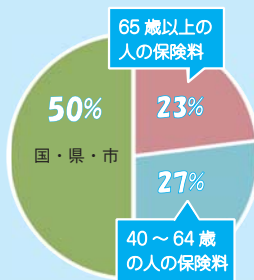
問 高齢介護課 ☎⑤16721

介護保険は、3年ごとに事業計画の見直しを行うこととされており、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料も市全体の介護サービス利用量などに応じて見直しを行いました。

市では、令和3年度から5年度までの「第8期十和田市介護保険事業計画」を策定し、介護保険料の基準額を6,950円に設定しました。

### 介護保険の財源

介護給付費のうち、半分は国・県・市の公費で、残りの半分を被保険者が納める保険料で賄っており、このうちの23%が第1号被保険者の保険料負担分となります。



### 第8期計画における保険料設定の背景

第8期計画では、高齢者人口や介護を必要とする人の増加などにより、サービス利用に対する給付額が約208億円と見込まれています。

この給付見込み額に対して、国・県からの交付金・基金などを活用した上で介護保険料の基準額を設定しています。

### 令和3年度保険料額の通知

7月1日付けで「介護保険料納入通知書」または「介護保険料決定及び特別徴収開始通知書」を郵送します。

所得段階別の保険料額、納付方法などは、そちらをご覧ください。

### 低所得者の保険料軽減強化

所得段階が第1段階から第3段階までの人については、公費投入による軽減強化により、保険料の引き下げを行っています。